

## 香川県雇用対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 経済社会の変動する中、雇用問題は需給双方にとって、重要であることに鑑み、労働者団体、使用者団体及び関係行政機関が相互に連携して雇用問題に関する情報及び意見の交換を行い、雇用の安定、失業の予防、労働力の確保等円滑な雇用対策の推進に資するため、香川県雇用対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を推進するため、次に掲げる事項を協議する。

- 雇用の安定と失業の防止に関すること。
- 離職者の再就職の促進に関すること。
- 障害者、高年齢者等の雇用の促進に関すること。
- 中小企業労働力確保に関すること。
- その他雇用対策に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

労働者団体に属する者	4人以内
使用者団体に属する者	4人以内
行政機関に属する者	4人以内

2 委員は知事が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は香川県商工労働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、関係者及び学識経験者に出席を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第6条 雇用対策協議会の協議事項について委員を補佐するために、ワーキンググループを置くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、香川県商工労働部労働政策課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### (附則)

- 1 この要綱は、昭和53年6月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。